

「医師の働き方改革」推進の方向性

名古屋第一赤十字病院 経理部長・社会保険労務士

わたなべ とおる
渡辺 徹

政府の働き方改革実現会議(議長=安倍晋三首相)が平成29年3月28日に決定した「働き方改革実行計画」を受けて、厚生労働省は同年8月に「医師の働き方改革に関する検討会(以下「検討会」)を立ち上げて議論を開始。この検討会の課題は、我が国の働き方改革推進のなかで、時間外の労働規制の強化が医療機関にも適用されることを前提としつつ、残業時間の上限規制の具体的な在り方、労働時間の短縮等について検討するものである。平成30年2月に開催された第7回検討会において、これまで各構成員等から出された主な意見が整理され「中間的な論点整理」として取りまとめられた。

「中間的な論点整理」において、「医師の長時間労働については他業種と比較しても抜きん出た実態にある」と報告されており、現在、多くの医療機関において医師の長時間労働に対する立ち入り調査が増加している。地域医療の中心となる全国約350の病院のうち、少なくとも99病院が2016年1月以降、医師の違法残業などで労働基準監督署から是正勧告を受けていたことが、読売新聞の調査で明らかになった。医療機関が受けた是正勧告は「労使協定を上回るなどの違法残業」が、71病院と全体の半数以上を占めている。医療機関においては、労使協定(特別条項付き36条協定)の限度を上回るほどの医師の法定外労働時間対策が最も重要な課題となっていると言えよう。

また、一方では医師には応召義務があることや、通常の診療業務の他にも研究、研鑽、宿日直、宅直など幅広い業務があり、それらが労基法上の労働時間に該当するか否かのグレーゾーンは広く判断が難しいといわれている。

病院勤務の社会保険労務士の立場から、裁判例や行政通達などを参考に労働時間の考え方を整理してお示しするとともに、検討会における意見を踏まえて、「医師の働き方改革」推進の方向性について探る。